

# 北海道大学 DX 博士人材フェローシップ Q&A

注) ≪ ≫ は、下記 URL に掲載されている国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)作成の Q&A の番号を示します。合わせて確認してください。

URL : <https://www.jst.go.jp/jisedai/dl/faq-2021.pdf>

<改訂履歴>

日付	改訂対象
2021年10月5日	Q1-9、Q1-10、Q1-11 追記

## 【1：本事業全般】

Q1-1 学生に対する支援期間は、博士後期課程修了までか。

A1-1 令和3年9月時点で在籍している学生の支援期間は、令和3年9月以前の休学期間を除いた博士後期課程又は博士課程修了までの期間となります。例えば、3年制の博士後期課程に1年間在学した後、1年間休学した場合には、支援期間は2年間となります。また、修了まで残りの在籍期間と支援期間の詳細は、学生募集要項の「3.募集対象者/募集区分/申請期間」に記載しています。

また、令和3年10月入学者は、博士後期課程の場合は3年間、博士課程の場合には4年間が支援期間となります。なお、事業統括による評価によって支援打ち切り等がなされた場合は、この限りではありません。≪Q1-4≫

Q1-2 研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の学生への支給は、どのような手続・方法・期間設定（何か月ごとに分けて支給、など）で行うのか。

A1-2 研究奨励費（生活費相当額）は原則として月額15万円を、偶数月に、翌月を含む2か月分を支給します。ただし、在籍確認を兼ねた毎月の活動状況報告書の提出が無い場合には、支給を一時差し止めます。研究費については、支援対象学生全員に年額40万円を支給するほか、挑戦的・融合的研究のために必要な研究費については、申請内容等を審査の上、適宜支給します。具体的な支給の方法や手続きは、支援対象学生に対して別途お知らせ致します。

Q1-3 支援対象学生は、扶養義務者（親等）の扶養から外れる必要があるか。

A1-3 支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は税法上雑所得として扱われますので、扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。その他、学生募集要項の「9.研究奨励金の支給額（令和3年度）」【注意事項】もご確認ください。《Q1-15》

Q1-4 支援対象学生と大学間に雇用関係は生じるのか。

A1-4 本フェローシップは、学生と大学間の雇用関係を前提とするものではありません。このため、社会保険、年金等は支援対象学生自身の手続き・管理が必要です。《Q1-16》

Q1-5 本事業による収入は所得税、住民税の対象となるか。

A1-5 学生への支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として扱われるので、所得税、住民税の課税の対象となります。詳細は近隣の税務署に問い合わせてください。その他、学生募集要項の「9.研究奨励金の支給額（令和3年度）」【注意事項】もご確認ください。《Q1-17》

Q1-6 「DX 博士人材」とは、どのような人材を想定しているのか。

A1-6 本フェローシップが目指す「DX 博士人材」は、デジタル技術に卓越した者を育成するというものではありません。近年の急速な IT 技術の進展は社会のあらゆる分野で大きな変革をもたらし、フィジカル空間（現実社会）とサイバー空間が融合し、人々がより豊かに暮らすことが出来る社会、Society5.0 の世界が開かれようとしています。本プログラムでは、そのような社会的背景を踏まえ、自身の専門分野の深い知識や理論、技術により 10 年後、20 年後、50 年後の未来社会のあるべき姿を描き、その社会で活躍する人材に必要な能力の習得や向上に熱意のある学生を求めます。そして、そのような人材が、本プログラムの中で、IT や AI 等のデジタル技術の基本的素養を修得し、実社会や未来社会の課題に対して、DX 的手法を模索しながら課題解決のために貢献できる人材を「DX 博士人材」と定義しています。

Q1-7 本フェローシップで、文系の学生も支援対象となるのか。

- A1-7 上記 A1-6 にある「Society5.0 の世界」は分野を問わず、訪れるものであると考えます。ですので、本フェローシップの支援対象は、文系、理系など学問分野は問いません。すべての学問分野を対象としています。
- Q1-8 学生選抜において面接試験が実施されることもあるとされているが、面接試験が実施される場合にはいつ頃実施されるのか。また英語での面接も可能か。
- A1-8 面接が実施される場合には、対象となる方に個別連絡を致します。また、日本語での面接を希望されるか、英語での面接を希望されるか、についても、その際に確認します。
- Q1-9 現在進めている研究は DX とは全く関係がないのですが、申請できるのでしょうか。
- A1-9 現在の研究が DX と関係がなくても、博士課程修了者の皆さんが活躍する社会では DX をはじめ、データサイエンス、IT 技術と無縁ではいられないと考えます。自らの今後の研究や今後進む分野でデジタル技術がどのように関係し、影響を与えるのか、このプロジェクトでその素養をつける意欲があれば申請できます。
- Q1-10 博士課程の研究が忙しくて、研究以外の時間があまり割けません。プログラム等の履修にどれくらい拘束されるのでしょうか。
- A1-10 本プロジェクトは参加学生の皆さんの主体的な学びを重視するので、それぞれの学生の皆さんが自分の置かれた環境と、何を学びたいかによって、どのプログラムをどのくらい履修するのか決めることができます。データサイエンス関連の講義はオンデマンド形式も多数ありますし、また少人数、短期でのカリキュラムも多いので、参加学生の皆さんそれぞれの研究状況に応じた柔軟なプランで履修できます。
- Q1-11 デジタル技術を学ぶための基礎知識がありません。このプロジェクトに参加するとデジタル技術や IT 技術を習得することは必須になるのでしょうか。
- A1-11 本プロジェクトの目的は、すべての参加学生がデジタル技術等を習得することや DX を研究することではなく、本プロジェクトへの参加を通して、それぞれの参加学生がそれぞれの立場で DX が理解できること、つまり、デジタル・IT 技術やデータサイエンスによってその将来の研究や、活躍する社会がどう変わるの

か、どう変えるべきなのか、もっと広い視野で手段、方法として考えられるようにすることです。本プロジェクトではこのような DX の理解のための基礎から応用、実践まで幅広いカリキュラムが用意されており、履修者の素養やニーズに合った内容を選べるとともに、今後、参加学生の要望も踏まえて新たなカリキュラムも作成していく予定です。

## 【2：対象学生】

Q2-1 他大学修士課程からの進学者も対象となるか。また、2021 年 10 月入学者も申請することは可能か。

A2-1 対象となります。なお、他大学修士課程在籍時に、何らかの特別教育プログラムを修了している場合には、修了証又はそれに替わる書類等を提出してください。それが提出できない場合には、指導（予定）教員に推薦書の作成をお願いしてください。《Q3-1》

また、2021 年 10 月入学者も、学生募集要項「3.募集対象者/募集区分/申請期間」のとおり申請可能ですが、在學生と申請期間が異なりますので注意してください。

Q2-2 年齢制限はあるのか。

A2-2 年齢の制限はありません。《Q3-2》

Q2-3 留学生も対象となるか。

A2-3 支援対象学生について国籍要件は、設けていません。ただし、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生等は、重複受給等を避ける観点から、本事業の対象外となります。ただし、支援対象学生は修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが求められています。《Q3-3》

Q2-4 社会人学生（社会人経験がある者を含む。）も対象となるか。また年齢制限はあるのか。

A2-4 社会人経験がある者も対象となります。また、社会人学生のうち、生活費相当額として十分な水準（他の事業等を踏まえ、240 万円/年を基準とする）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている場合は、対象外となります。

なお、本フェローシップに採択された場合、最初の支給は本年 12 月を予定して

いますが、10月分から遡及して支給する予定です。ですので、奨励金等の支給が決定した時点以降、直ちに年収 240 万円以上の給与等の停止の手続きを取ることが、貴殿と所属企業の両方で確約できる場合は応募可能です。このような場合には一般的な通念として、確認文書等の提出までは求めませんが、貴殿と所属企業の両者合意のもとであることが望まれます。

また、年齢での制限はありません。ただし、採用した理由について、JST より確認される可能性がありますので、優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本フェローシップの趣旨に鑑みて選抜を行います。《Q3-2》

Q2-5 社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額（他の事業等を踏まえ、240 万円/年を基準とする）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は対象にならないのか。

A2-5 対象外です。《Q3-4》

Q2-6 現在、企業から給与等を受給されていない等、生活費相当額を受給していない社会人（例えば一度社会に出てから早期に企業等を退職し、博士後期課程に進学した学生等）も対象となるか。

A2-6 対象となります。《Q3-5》

Q2-7 支援対象学生が起業した場合でも支援は継続されるか。

A2-7 支援は継続されます。ただし、生活費相当額として十分な水準（他の事業等を踏まえ、240 万円/年を基準とする）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている場合は、対象となりません。《Q3-6》

Q2-8 支援対象学生が TA や RA、もしくは共同研究の対価等として、給与等を受給することは可能か。

A2-8 支援対象学生自身の研究や本フェローシップの取組に支障が無ければ問題ありません。ただし、年間 240 万円を超える収入を得ることとなった場合は、支援対象学生としての資格を喪失することとなりますので、注意してください。《Q3-7》

- Q2-9 支援対象学生がアルバイトを行うことは可能か。
- A2-9 支援対象学生自身の研究や本フェローシップの取組に支障が無ければ問題ありません。ただし、年間 240 万円を超える収入を得ることとなった場合は、支援対象学生としての資格を喪失することとなりますので、注意してください。《Q3-8》
- Q2-10 支援対象学生が有償のインターンシップを実施することは可能か。
- A2-10 本フェローシップでは、有償無償問わず、インターンシップを推奨しており、より密接に企業等との関わりが生まれる有償インターンシップは特に推奨します。ただし、年間 240 万円を超える収入を得ることとなった場合は、支援対象学生としての資格を喪失することとなりますので、注意してください。《Q3-10》
- Q2-11 支援対象学生が日本学生支援機構(JASSO)から奨学金を受けることは可能か。
- A2-11 本フェローシップは「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSO の奨学金と性質が異なることから、問題ありません。《Q3-12》
- Q2-12 支援対象学生が授業料に対する援助が目的の助成金（授業料免除、所属大学の基金等による授業料を援助するための奨学金）を受けることは可能か。
- A2-12 本フェローシップは「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、授業料に対する援助を行うものではないことから、問題ありません。《Q3-13》
- Q2-13 財団法人等が実施する奨学金を受給している場合、または、民間企業等で年間 240 万円以下の収入がある場合は、申請は可能か。
- A2-13 財団法人等の奨学金受給者は、財団法人等が奨学金と本学が支給する生活費相当額の併給を認めているかどうかを確認してください。財団法人等が併給を認めていない場合は、併給することはできません。また、収入基準額は年間 240 万円となりますので、収入が年間 240 万円以下であれば、申請可能です。
- Q2-14 支援対象学生が留年（標準修業年限を越える場合）した際は、引き続き対象となるか。
- A2-14 令和 3 年度の選考では、申請時に、学生ごとの標準修業年限までの期間を算出

し、その期間を支援対象としますので、留年した場合には継続して支援されることはありません。ですので、支援対象学生は留年することがないように研究計画に沿った取組を行う必要があります。令和4年度以降は、4月又は10月入学者のみを対象に選考を行いますので、支援期間は最大の期間である3年間（4年制の場合は4年間）となります。《Q3-17》

Q2-15 支援対象学生が休学した際も、引き続き支援対象とできるか。

A2-15 休学の理由により、中断・延長等の可否を判断します。出産・育児・傷病等の場合等、学生が研究を継続することが困難になった場合には、休学期間の支援を中断し、復学後の支援期間の延長を認めることがあります。なお、休学期間が年度をまたぐなど長期に及ぶ場合、予算・財務会計制度上の問題が生じることも考えられますので、休学が想定される場合には理由や期間の如何を問わず、早めにご相談ください。《Q3-18》

Q2-16 申請時に、休学している場合は申請することが出来るか。

A2-16 JSTが定める条件として、博士後期課程又は博士課程に「在学」している者を支援対象とすることが求められておりますので、申請時に休学している者は申請できません。

Q2-17 本フェローシップは、「アンビシャス博士人材フェローシップ」のような分野の指定はあるのか。

A2-17 本フェローシップにおいては、分野の指定は設けていません。

Q2-18 本学の総長奨励金又は私費外国人留学生特待制度（特待プログラム奨学金）の支援を受けている学生も申請できるか。

A2-18 申請可能です。

### 【3：経費全般】

Q3-1 研究奨励費（生活費相当額）と研究費の間で流用は可能か。

A3-1 流用できません。《Q4-3》

Q3-2 研究奨励費（生活費相当額）の管理はどうすればいいか。

A3-2 研究奨励費（生活費相当額）については、大学から直接、支援対象学生に支払いますが、その後に使途を確認することはありません。また、使途についての制限はなく、未使用分についても返還の対象となりません。《Q4-4》

Q3-3 研究費の管理はどうすればいいか。

A3-3 研究費については、次代の研究者育成の一環として、学生自らが管理し、執行することとなり、自らの研究遂行のため研究費の計画的執行が求められるとともに、研究費執行に伴う責任が生じることとなります。そのため、支援対象学生には、研究者（科学者）としての規範と研究費の適正な執行を見付けていただくため、研究活動に関する不正防止研修を受けていただきます。

その他、具体的な事務的手続きや、執行にあたっての不明な点などに対応できるよう、支援対象学生に研究費執行管理マニュアルを配布するほか、学生からの問い合わせに対応できる専用窓口を設置します。

Q3-4 研究奨励費（生活費相当額）の支給開始は何月からになるのか。

Q3-4 11月に支援対象学生として採択された場合、支給開始月は10月に遡りますが、実際の支給は12月からとなります。また、研究奨励費（生活費相当額）は「偶数月に、翌月を含む2か月分を支給する」こととしているため、12月に、10～翌年1月の4か月分を支給します。

Q3-5 支援対象学生として採択された後に退学することになった場合、生活費相当額及び研究費を返還する必要があるのか。

A3-5 原則としていずれも返還は不要です。ただし、生活費相当額及び研究費を不正に受給していた場合には、生活費相当額及び研究費の全部または一部の返還を求められることがあります。

Q3-6 一度、支援対象学生として採択されたら、標準修業年限の期間中は生活費相当額及び研究費が支援されるという理解でよいか。

A3-6 原則として標準修業年限内は支援します。ただし、支援対象学生として適切に研究活動等を進められているかを、毎年度、継続審査を実施し、確認する予定です。この継続審査において研究活動等の状況が著しく不振であるなどの理由により支援を継続すべきでないと判断された場合は、途中で支援が打ち切られる可能性

があります。

#### 【4：その他】

Q4-1 支援対象学生は公表する必要があるのか。

A4-1 JST から支援対象学生の情報は基本的に公表することが求められているため、本学ホームページにて公表する予定です、支障がある場合には相談してください。

《Q5-1》

Q4-2 支援対象学生が関わった研究の論文、成果発表には本事業による支援を受けたことを明記する必要があるか。

A4-2 JST からは、本フェローシップにより得た研究成果を発表する場合は、JST の本事業により助成を受けたことを表示するよう指示されています。学生募集要項の「8.採択者の義務等」(6)にも説明があります。詳細は、別途支援対象学生に周知します。

Q4-3 本事業と既に実施されている「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」による「アンビシャス博士人材フェローシップ（情報・AI 及び SDGs）」との関係はどのように整理されるのか。

A4-3 JST の Q&A では、「令和3年度においては、本事業とフェローシップ創設事業の2事業が併存します。令和4年度以降の両事業の在り方等については、文部科学省において別途、検討が行われます。」とありますので、本学においても文部科学省から示された検討結果に応じて整理します。